資料　1

○議案第１号　西興部村福祉有償運送事業について

《課題の整理》

○村で利用可能な公共交通機関と主な課題

公共交通機関	主な課題
名士バス	・村を横断する国道 239 号線に沿って運行しているため、幹線道路沿いにしかバス停がない。 ・加齢や疾病・障がい等によりバス停までの移動や降車後の移動が困難な方やバスの乗降時や乗車中に支援が必要な方は利用が難しい。
村営バス （目的別バス）	・通院や入浴といった目的別で運行しているため、さまざまな利用ニーズ（行政手続き、金融機関での預貯金管理、日常の買物など）への対応ができない。

○移動困難者

・加齢や疾病・障がい等により

①バス停まで及び降車後の移動、乗降時、車内の安全確保に支援が必要な方

②村診療所や村外の専門医療機関への通院に支援が必要な方

【課題】　村民が地域で暮らし続けるための移動手段の確保

↓

福祉有償運送の導入

移動困難者の移動ニーズの充足を図り、要介護状態や障がい等があっても、目的の場所までドア・ツー・ドアの輸送を行う福祉有償運送を西興部村社会福祉協議会が実施する。

資料　2

西興部村社会福祉協議会福祉有償運送事業（案）

社会福祉協議会の事業として、要介護や身体障がい等により移動に制約がある会員登録した移動困難者に対し、事業所の福祉車両を用いてドア・ツー・ドアの個別輸送を行う。

1．対象者

・単独では公共交通機関を利用することが困難な方で、以下のいずれかに該当する社会福祉協議会に会員登録した方及び付添の方

①介護保険の事業対象者、要支援・要介護の認定を受けている方

②身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者

③その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がい（発達、学習など）を有する方

※　「単独では公共交通機関を利用することが困難な方」の判断については、名簿登録の際に必要な関係機関と協議して判断する。

[関係機関]

西興部村地域包括支援センター

西興部村の介護・保健・福祉部局

障がい者支援施設清流の里

2．運行エリア

・村民が利用する主な病院がある地域

西興部村内、興部町、紋別市、下川町、名寄市、雄武町など

※　発地又は着地が村内のものに限る。

3．営業日及び時間

・月～土　7：30　～　16：00まで

※　年末年始（12/31から1/5）の当会休業日は除く。

4．運行の予約

・事前予約制（原則1週間前までに電話等で予約）

５．運送の対価（運賃）

・初乗り３㎞まで300円、以後15㎞までは１㎞ごとに70円、15㎞を超えた場合は１㎞ごとに30円を加算。

・有料駐車場利用料等の運賃以外の経費は、利用者の負担。

◇別紙１：福祉有償運送運賃（案）参照

６．運転者

・社会福祉協議会職員（役員も含む）

国土交通大臣認定の福祉有償運送運転者講習受講済み

◇別紙２：運転者名簿参照

７．車両

・乗車定員11人未満の福祉車両（車いす車）

◇別紙３：車両概要参照

８．保険

・ＪＡ共済の自動車保険に加入

対人賠償　→　無制限

対物賠償　→　無制限

運転者の法令違反が原因の事故　→　補償が免責となっていない

保険期間中の保険金支払額　→　一定割合の負担額その他の制限がない

９．運行・整備・苦情管理

・運行管理責任者、整備責任者、苦情処理責任者をそれぞれ配置

◇別紙４：運行管理の体制を記載した書類参照

10. 安全対策

・ドライブレコーダー装着（前後録画タイプ）

・勤務ドライバーの対面での健康チェック

・アルコールチェッカーの実施

◇別紙５：安全な運転のための確認表参照

11. 複数乗車について

・車両１台での運用となるため、より効率的な運用を行うことで村民のサービス利用ニーズに可能な限り応えられるよう、以下の複数乗車の許可をお願いしたい。

①同一地区（村内）から同一地区の病院へ通院する場合の輸送

②同一地区（村内）から同一地区の病院及び商店等への輸送